

東かがわ市告示第 7 号

令和5年度東かがわ市住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（こども加算）実施要綱を次のように定める。

令和6年1月29日

東かがわ市長 上村 一郎

令和5年度東かがわ市住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業（こども加算）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の負担を軽減するため、臨時的な措置として実施する、令和5年度東かがわ市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（こども加算）（以下「本給付金」という。）の支給について、必要な事項を定める。

（支給対象者）

第2条 市長は、この要綱の定めるところにより、本給付金を支給する。

2 本給付金の支給対象者は、令和5年度東かがわ市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業実施要綱（令和5年東かがわ市告示第110号）に基づいて支給された給付金の支給対象者、令和5年度東かがわ市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金事業実施要綱（令和6年東かがわ市告示第6号）に基づいて支給された給付金の支給対象者又は令和5年度東かがわ市住民税課税者の扶養世帯（非課税世帯等）臨時特別給付金事業実施要綱（令和6年東かがわ市告示第8号）に基づいて支給された給付金（以下「低所得世帯給付金」という。）の支給対象者の世帯員のうち、第3条第2項に規定する対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を有する世帯の世帯主。

（本給付金の支給額等）

第3条 本給付金の支給額は、対象児童1人につき、5万円とする。

2 本給付金の対象児童は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、同一世帯員として住民基本台帳に記録されている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童という。）とする。

3 前項の規定に定めるもののほか、基準日において同一世帯員として住民基本台帳に記録されていないが、生計が同一である児童又は基準日から令和6年3月31日までに出生した新生児についても本給付金の支給対象とする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める措置を受けた児童については、支給要件を満たさない者とする。
- 5 既に本給付金の算定とされた児童及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したこども加算と同様の要件の給付金の算定基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

（申請不要の支給の方式）

- 第5条 市長は、支給対象者に対し、本給付金の支給案内を行い、受給の意思を確認したうえで、本給付金の支給を決定する。この場合において、支給対象者が支給を希望しないときは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金（こども加算）受給拒否の届出書（様式第1号）を届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。この場合、第3号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - （1）低所得世帯給付金支給口座振込方式 低所得世帯給付金振込時に指定していた支給口座に振り込む方式
 - （2）指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が市に支給口座登録等の届出書（様式第2号）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
 - （3）窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に住民税非課税世帯等臨時特別給付金（こども加算）支給口座登録等の届出書（様式第2号）を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限）

- 第6条 申請による本給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。
- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年4月30日までとする。

（申請による支給の方式）

- 第7条 低所得世帯給付金の申請を行っていない者、基準日以降に生まれた新生児を扶養している者及び別世帯の児童を扶養している者（以下「申請者」という。）は、東かがわ市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（こども加算）申請書兼請求書（様式第3号）（以下「申請書」という。）により申請を行う。
- 2 申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設してい

ないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請口座振込方式 申請者が申請書を市の窓口提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、市が把握する指定口座に本給付金の支給として振込みを行う手続きを行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等事由により支給ができなかったときは、当該申請は取下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した

場合、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

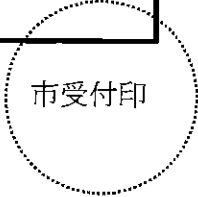
(施行期間)

1 この告示は、令和6年1月29日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年4月30日限り、その効力を失う。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (こども加算) 受給拒否の届出書



東かがわ市長 殿

1. 私は、「住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (こども加算)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、「住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (こども加算)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

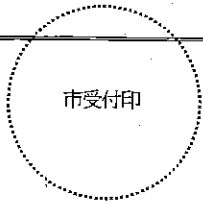
届出者連絡先 _____ () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード (表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (こども加算) 支給口座登録等の届出書

住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (こども加算) 支給市区町村
東かがわ市長 殿



1. 届出者 (世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座 (届出者ご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座 (原則、1. の届出者の口座とします。) への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。(下欄を確認してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (フリガナのみ)
				※「届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出拠所 支店コード	1 普通 2 当座		
金融機関コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号 (7桁) (通帳見開き下部に記載) をご記入ください。

※口座番号、通帳記号・番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。口座番号・通帳記号・番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】 (チェック欄 (□) に「✓」を入れてください。)

- 東かがわ市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、東かがわ市が届出者に連絡・確認できない場合に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (こども加算) が支給されないことに同意します。

提出書類

「住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (こども加算) 支給口座登録等の届出書」 (本書)

※必要事項をご記入ください。

「受取口座を確認できる書類の写し (コピー)」 (※「2 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し (コピー) など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し (コピー) をご用意ください。

「届出者本人確認書類の写し (コピー)」

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード (表面)、年金手帳、介護保険証、旅券等の写し (コピー) をご用意ください。

東かがわ市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(こども加算)申請書兼請求書

東かがわ市長 殿

※申請期限：令和6年4月30日(消印有効)

東かがわ市
受付印

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認する場合は☑を入れてください。※全てにチェックが入らないと支給できません。

- 東かがわ市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(こども加算)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税所得割が非課税である。
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 既に東かがわ市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(こども加算)の支給を受けた世帯ではありません。
(他区市町村において同様の要件で支給された低所得の子育て世帯への給付金(子ども加算一人5万円)を含む)
- 給付金(東かがわ市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(こども加算))の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、東かがわ市において支給決定した後は、給付金の請求書として取扱います。
- 申請書の不備による振込不能等の事由により支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

1. 申請・請求者

申請・請求者	(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	現住所
			男 女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 () () () () () ()
	現住所と 令和5年1月1日時 点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	住所(現住所と異なる場合 のみ)		

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書を添付して下さい。(現住所と異なる方全員分) ※証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

2. 振込口座 (原則、1. の申請・請求者名義の口座)

振込を希望する口座を下欄に記載してください。(通帳等の写しが必要。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書き下さい。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.協同 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい。)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※		

(2ページ目も必ずご確認下さい)

3. 給付金対象児童(申請を必要とする児童)

	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	同居 別居の別	住所 (別居の場合のみ)
1		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
2		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
3		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
4		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
5		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
6		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
7		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
8		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

- 申請による支給対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。
- ア 令和5年12月1日時点で上記「1. 申請・請求者(世帯主)」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
- ※東かがわ市が実施する低所得世帯給付金(7万円)の未申請世帯児童
- イ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児
- ウ 別世帯だが扶養している児童

4. 申請額・請求額

対象児童数 (「3. 給付金対象児童」に 記載の人数)	人	× 50,000円 =	申請額・請求額	円
-----------------------------------	---	-------------	---------	---

○ 申請額・請求額は対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童3人の場合: 3人 × 50,000円 = 150,000円

提出書類

- ① 東かがわ市住民税非課税世帯等臨時特別給付金(こども加算)申請書兼請求書(本書)
※必要事項をご記入下さい。
- ② 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意下さい。
- ③ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード等、顔写真付き本人確認書類の写し(コピー)をご用意下さい。
- ④ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の写し(コピー)を添付して下さい。(現住所と異なる方全員分)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名